

政 委 第 1 号  
平成 21 年 1 月 7 日

日本司法支援センター評価委員会  
委員長 山本 和彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委員長 大橋 洋治

平成 19 年度における日本司法支援センターの業務の実績に関する  
評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

当委員会は、平成 20 年 8 月 29 日付けをもって貴委員会から通知のあった「日本司法支援センターにおける平成 19 年度業務実績の評価結果について」等のうち契約の適正化に係る評価の結果に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

今後、貴委員会におかれては、本意見を活かし、政府が契約事務の一層の適正化に取り組んでいる趣旨を十分踏まえ、厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いいたします。

## 平成 19 年度における日本司法支援センターの業務の実績に関する評価の結果 (契約の適正化に係るもの) について

### 1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人 評価委員会の関心事項

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成 19 年 11 月に「随意契約の適正化の一層の推進について」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ)において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)においては、「随意契約見直し計画<sup>(注)</sup>の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「当委員会」という。)としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会(以下「各府省評価委員会」という。)がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」(平成 20 年 9 月 5 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム。以下「関心事項」という。参考資料 1 参照)を取りまとめ、各府省評価委員会に通知しており、貴委員会に対しても参考送付している。関心事項においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況等に係る評価、また、個々の契約の合規性等に係る監事等のチェックプロセスのフォローなどを示したところである。

(注) 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成 19 年

8月10日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

## 2 日本司法支援センターにおける契約状況

日本司法支援センターにおける平成19年度の競争性のない随意契約は、金額が約6.13億円、件数が86件であり、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合は金額で44%、件数で88%となっている。

## 3 平成19年度における日本司法支援センターの業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）についての意見

平成19年度における契約の適正化に係る貴委員会の評価に当たっては、すべての随意契約について、随意契約とする理由の妥当性について、法人からの説明を交え、自ら検証を行うなどの工夫がなされている。

しかしながら、日本司法支援センターの業務の実績に関する契約の適正化に係る貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）について、以下のとおり改善すべき点がみられた。

なお、契約事務に係る執行体制の評価については、法人の業務特性、契約事務量（契約金額・件数等）及び職員規模などを勘案した上で、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能しているかについて留意されたい。

### (1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性については、評価結果において、「随意契約によることができる場合については、国の会計法、予算決算及び会計令と同様の内規を定めている」旨の言及などがなされている。

しかしながら、表3-1のとおり、契約事務取扱細則において、国の契約の基準と異なる規定が設けられているが、このような規定が設けられていることの適切性について、評価結果において言及されていない状況がみられた。

例えば、国の場合、随意契約によることができる具体的要件が定められ

ているが、本法人の場合、随意契約要件として「理事長が事業運営上特に必要があると認めた場合」と具体的に定められていない条項（いわゆる「包括的随契条項」）が規定されている。同条項は安易に適用された場合の弊害が大きいと考えられ、法人の業務の特性等を踏まえてあらかじめ想定される随意契約によらざるを得ないものについてはできる限り具体的に定めるべきであり、その規定の整備内容の適切性について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考えられる。

したがって、貴委員会は、契約に係る規程類の整備内容の適切性を確保する観点から、今後の評価に当たって、国の契約の基準と異なる規定については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡。参考資料2参照）の主旨をも踏まえて評価するとともに、評価結果において明らかにするよう留意されたい。

**表3－(1) 国の契約の基準と異なる会計規程等の規定**

独立行政法人等名	会計規程等の規定
日本司法支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「契約事務取扱細則」（平成18年7月12日施行）において、随意契約要件として「理事長が事業運営上特に必要があると認めた場合」と具体的に定められていない条項がある。</li> </ul>

- (注) 1 日本司法支援センターの契約事務取扱細則に基づき、当委員会が作成した。  
 2 会計規程等において、国の契約の基準と異なる条項が設けられているが、評価結果において、この条項を設けることの適切性について言及されていない法人について、本表に掲載している。

## (2) その他

本法人については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「本法人は独立行政法人の随意契約に関する公表項目のうち、予定価格及び落札率については公表していない。また、随意契約の公表に係る事項について事業報告書等において記載されておらず、評価結果においても言及されていない。今後の評価に当たっては、随意契約に係る公表項目の実態について事業報告書等で明らかにさせるとともに、独立行政法人における取扱いを踏まえ、本法人における公表項目の妥当性について評価を行うべきで

ある。」との指摘を行っている。予定価格及び落札率を明らかにしていないことについて、本法人の監事は、本法人が締結した契約のすべてに妥当する理由として、「予定価格を明らかにすると、それ以降の契約に際して予定価格が推認されるおそれがあるため」と説明しているが、貴委員会では、当該説明が本当に妥当するのかの検証を行っていない。今後の評価に当たっては、随意契約について、一律に予定価格及び落札率を公表していないことについて、事務所賃貸借契約等、同種の契約ごとにその妥当性について検証するなど、本法人が予定価格及び落札率を公表していない妥当性について検証すべきである。